

## 村山内科 介護医療院指定（介護予防）短期入所療養介護事業所 運営規程

村山内科介護医療院指定（介護予防）短期入所療養介護事業所が行う指定（介護予防）短期入所療養事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定めたものである。

### （事業の目的）

第1条 指定（介護予防）短期入所療養介護事業所の従業者が、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医療的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上、及び利用者の家族の身体的及び、利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう計画的に行う。

### （事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 村山内科介護医療院指定（介護予防）短期入所療養介護
- 二 所在地 徳島県三好市池田町サラダ1795番地1

### （従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 従業者の職種、員数、及び職務内容は下記の通りとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名以上  
医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。  
併設型小規模介護医療院のため、同一敷地内にある有床診療所との連携を確保している。
- 三 管理栄養士又は栄養士 1名以上  
管理栄養士又は栄養士は利用者の栄養管理を行う。
- 四 看護職員 入所者6人に対して1人以上  
看護職員は利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- 五 介護職員 入所者6人に対して1人以上  
介護職員は利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- 六 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は施設サービス計画を作成、実施、評価する。

七 歯科衛生士 1名以上

歯科衛生士は口腔ケアと指導にあたる。

八 理学療法士及び作業療法士 1名以上

理学療法士及び作業療法士は基本動作能力の回復や維持、悪化の予防に努める

但し厚生大臣の定めに変更があり、職員数が基準上の必要人員を下回る場合は速やかに増員し、基準を上回る人数とする。

(指定(介護予防)短期入所療養介護のサービス内容)

第5条 指定(介護予防)短期入所療養介護の内容は次の通りとする。

- 一 医療及び看護
- 二 医学的管理下における介護(入浴、排泄、おむつの取替え、着替え等の介助、その他日常生活のお世話)
- 三 食事の提供
- 四 栄養管理
- 五 機能訓練
- 六 相談及び援助
- 七 送迎

(利用料その他費用の額)

第6条 指定(介護予防)短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所療養介護事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

2 前項に定める額その他、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

一 食事費 朝食350円、昼食530円、夕食500円

二 滞在費 従来型個室 第1, 2段階 490円/日

第3段階 1310円/日 第4段階 1668円/日

多床室 第4段階 370円/日 第2, 3段階 370円/日 第一段階 0円/日

三 理美容代 実費

四 その他、日常生活において、通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、三好市池田町・井川町とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者が指定(介護予防)短期入所療養介護の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 二 利用者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 四 利用者は設備の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第9条 指定(介護予防)短期入所療養介護事業所は、施設の災害対策を常に点検し、改善する。非常災害に備えて消防計画を作成し、年2回非常災害に備えた防火訓練を行う。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに医師に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項に規定する手当を行った場合には、速やかに医師に報告するものとする。

(衛生管理)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者、又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 15 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態、及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、以下の措置を行うものとする。

- 1 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施する。
- 2 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがある。

(地域との連携)

第 17 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
  - 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護医療院の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に変更するものとする。
- 3 事業所は、定期的に変更計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第 20 条 事業者は従業員の質的向上を図るため、研修機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、業務上知り得た患者又はその家族の秘密を厳守する。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき主旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、指定（介護予防）短期入所療養介護事業所に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年は保存するものとする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人村山内科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。